

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則等 の一部を改正する省令

平成15年12月
特許庁

1. 改正の必要性

特許法等の一部を改正する法律（平成15年法律第47号）により、PCT規則改正を受けた国際出願手続の簡素化が行われた。これに伴い、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（以下「国際出願法施行規則」という。）等の関係省令の規定の整備を行う必要がある。

また、商標法等の一部を改正する法律（平成3年法律第65号）により導入されたサービスマーク登録制度に関して、同法附則第11条の規定による重複登録商標に係る商標権の存続期間の更新登録の出願について、オンラインによる手続を受け入れるため工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（以下「特例法施行規則」という。）について必要な整備を行う。

2. 改正の内容

（1）PCTリフォームに伴う改正

みなし全指定制度の導入に伴う改正

平成15年改正法において、国際出願の願書及び国際予備審査請求書の記載事項から指定（選択）国に関する規定を削除し、指定国の数によって変動する手数料を一律料金にする改正が行われた。これに伴い、関係省令において以下のような改正を行う。

- ・国際出願時における指定国の記載及び指定国の確認手続の規定を削除する。
- ・発明者証、実用証、実用新案等の保護を求める旨については願書の記載事項から削除し、国内書面に記載することによって行う旨規定する。
- ・基本手数料と指定手数料を統合して「国際出願手数料」とし、指定手数料等に関する規定を削除する。
- ・優先権を主張するための証明書を請求する手続において、指定国の記載を要求する部分を削除し、証明書の発行部数を確定させるための優先権主張の予定国名や再度の国際出願をする場合にその旨の記載を求めることとする。

願書等の記載要件の緩和に関する改正

平成15年改正法において、二人以上の出願人がいる場合は、国際出願書及び予備審査請求書における出願人の記載は、出願人の一人についてその国籍、住所又は居所及びあて名並びに署名があれば十分なものとする記載事項の緩和が行われた。これに伴い、関係省令の規定の整備を行う。

拡張国際調査制度及び国際予備審査制度の改善に関する改正

PCT規則における、国際調査と国際予備審査の手続の融合を図る拡張国際調査制度の導入により、国際出願法施行規則において以下の改正を行う。

- ・国際調査機関が国際調査報告の作成と同時に従来の国際予備審査報告とほぼ同内容の国際調査機関の見解書（以下「見解書」という）を作成することを規定する。

- ・国際予備審査の請求期限及び当該請求の手数料の納付期限は、国際調査報告及び見解書又は法第8条第2項の決定（国際調査報告不作成の決定）が送付されてから3月または優先日から22月のうち遅く満了する日とするものとし、また、予備審査請求期限経過前に予備審査の開始を請求できることを規定する（早期開始請求）。
- ・国際調査機関の見解書は、国際予備審査が請求された場合には国際予備審査機関による最初の見解とみなされ、出願人は国際予備審査請求の期限内に答弁書を、国際予備審査報告作成前までに補正書を提出することができる旨を見解書に記載する。
- ・拡張国際調査制度の導入に際して手数料等の改定が行われたことに伴い、国際手数料の一部返還額についても改定を行う。

国際調査報告における審査官の押印廃止

審査業務の電子化及び国際調査の件数増大に伴い、審査官による国際調査報告書への押印は審査業務の迅速化の妨げとなっている。PCT規則においては、責任を有する者の「表示」を行えば足りることとされており、当該押印は条約上の義務化されたものではないため、国際調査報告及び国際予備審査報告においては担当審査官の表示のみを行い、押印を必要とする規定を削除する。

代理権証明の緩和に関する改正

代理権証明の方法としての委任状の提出要件を緩和することができるPCT規則改正が行われたことにより、出願人の利便性を図るため、代理権を証明する書面又は代表者である旨を証明する旨の書面の提出を義務づける手続を限定的に規定し、その他の場合は証明書面の提出を要しない旨を規定する。

（2）更新登録出願にかかる改正

- ・オンラインによる手続として重複登録商標に係る商標権の存続期間の更新登録の出願及び意見書を追加する。
- ・オンラインによる通知として重複登録商標に係る商標権の存続期間の更新登録の出願に対する拒絶理由通知を追加する。

3. 施行期日

特許法等の一部を改正する法律（平成15年法律第47号）の施行の日（平成16年1月1日）に施行する。